

貿易自由化と文化をめぐる多角主義と地域主義の動態

小寺 智史*¹

要 約

本稿は、貿易自由化と文化という2つの基本的な価値又は利益の相克という主題を、多角主義と地域主義という関係から捉えなおすものである。そうすることで、多角主義と地域主義という、国際経済関係の2つの力学の間の相互関係を明らかにする。

この目的のために、本稿では、貿易自由化と文化の関係を3つの段階に区別して分析する。第1に、ウルグアイ・ラウンド交渉を中心とする、GATTという多角主義内部での議論である。第2に、文化多様性条約採択を契機とする、WTOとUNESCOという2つの多角主義間での緊張関係である。第3に、EUの文化協力議定書の実行が端的に示す、多角主義から地域主義への移行である。

これら3つの段階を検討した結果、貿易自由化と文化の関係をめぐっては、多角主義と地域主義の間に「地域主義の多角化」「多角主義の複層化」「多角主義の地域化」など、二律背反的な関係のみならず、動態的かつ補完的な関係が存在することが明らかとなる。

キーワード：WTO, 文化多様性条約, UNESCO, 地域主義, 多角主義, FTA
JEL Classification：F13, K33

I. はじめに

2018年11月14日、改正された欧州連合（以下、EU）のオーディオ・ビジュアル・メディア・サービス指令（Audio Visual Media Services Directives, 以下 AVMSD）が成立し、11月28日に公布された¹⁾。同改正は多岐にわたるが²⁾、貿易自由化との観点で注目されるのは、オンデ

マンドサービスに関する新たな規制である。AVMSDは、テレビ放送に関して、ニュースや広告などを除く放送時間の50%を欧州製の番組に充てる旨規定していたが、Netflixなどのオンデマンドサービスに関して量的規制は存在していなかった。それに対して、改正指令は、

* 1 西南学院大学法学部教授

1) Directive (EU) 2018/1808 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 amending Directive 2010/13/EU on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) in view of changing market realities, OJ L 303, 28.11.2018.

2) 改正指令の概要については、島村（2019）、井上（2019）、Katsarova(2019) 参照。

一定の例外は認めつつも³⁾、EU域内のオンデマンドサービスが提供する番組（カタログ）の30%以上を欧州作品（European works）⁴⁾とし、かつ欧州作品が目立つように確保する（ensure prominence of those works）ようにEU加盟国に義務付けた⁵⁾。加盟国は、2020年9月19日までに改正指令を国内法制化することが義務付けられている。

改正指令は、EUの文化的財・サービスに関する従来の政策の延長線上に位置づけることができる。すなわち、EUは、オーディオ・ビジュアルに代表される文化的財・サービスは、貿易自由化の対象外であると主張してきた。そのため、EUの文化をめぐる政策は、サービス分野での貿易自由化を追求する米国その他の諸国により批判されてきた。このような批判に対して、EUは、様々な戦略を用いることで、貿易自由化の圧力から文化を保護するように努めてきた。

貿易自由化と文化の関係については、関税及び貿易に関する一般協定（以下、GATT）のウルグアイ・ラウンドにおけるオーディオ・ビジュアル産業をめぐる対立、その後成立した国連教育科学文化機関（以下、UNESCO）の「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（以下、文化多様性条約）」⁶⁾、世界貿易機関（以下、WTO）協定における文化多様性概念の位置づけなどについて、諸外国はもとより、日本

においても既に多くの先行研究が存在する⁷⁾。本稿はそれら先行研究に依拠しつつ、貿易自由化と文化という2つの基本的価値・利益の相克という主題を、多角主義（multilateralism）と地域主義（regionalism）の関係という視点から捉えなおすものである。そうすることで、貿易自由化と文化の関係をめぐって展開する、多角主義と地域主義という国際経済関係の2つの力学の間の動的な性質を明らかにする。

なお、多角主義または地域主義という用語は、分野や論者によって様々に異なって用いられる⁸⁾。本稿では、これら2つの用語を国際経済法及び貿易自由化の文脈で用いられる意味で使用する。すなわち、多角主義とはGATT・WTOの多角主義と同義であり、加盟国全体による協議を通じて問題を処理しようとする考え方である。GATT・WTOの基本原則である一般的最恵国待遇原則は、多角主義を制度的に保障するものである。というのも、同原則の存在により、GATT・WTOにおける特定の国家グループまたは二国間での協議で得られる利益が全加盟国へ均霑されるからである。それに対して、地域主義は、主に領域的な近接性に基づいて、一部の加盟国間で問題を処理しようとするものである。貿易自由化の文脈に照らせば、多角主義がGATT・WTO加盟国全体で貿易自由化の実現を目指すのに対して、地域主義は

3) 改正指令第13条6項は2つの例外を設けている。第1に、サービス提供者の売上高または視聴者が少ない場合、第13条1項の義務が適用されない。第2に、サービスの性質または主題ゆえに義務が履行不可能または不当である場合、加盟国は義務を免除できる。

4) 「欧州作品」の定義については、2010年指令の第1条1項(n)が規定しており、現在も有効である。Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services, OJ L 95, 15.4.2010. 同条は、「欧州作品」として、(i) 加盟国において作られた作品、(ii) 欧州評議会の国境なきテレビジョン欧州条約の当事国である欧州の第三国において作られた作品であり、第3項の要件を充たすもの、(iii) 欧州連合と第三国の間で締結されたオーディオ・ビジュアル分野に関する合意の枠組み内で共同制作された作品であり、これら合意が定める要件を充たすもの、の3つを定めている。この点、詳細については、井上（2019）76-77頁参照。

5) 改正指令第13条1項。他方で、同項をいかに運用するかについては不明確な部分が多い。この点、井上（2019）78頁参照。

6) 2019年3月31日現在、文化多様性条約の締約国数は145か国+EUである。なお、日本は未批准である。

7) 例えば、次を参照。折田（2006）、川瀬（2014a, b, c）、河野（2018）、小寺（2016）、小寺（2017）、佐藤（2008）、鈴木（2007）、鈴木（2008）、鈴木（2011）、西海（2015）、西海（2016）。

8) 例えば、国際関係論における多角主義（または多国間主義）の多義性については、滝田（2003）。

GATT・WTOの一部の加盟国間での自由化を指向する考え方ということになる⁹⁾。

多角主義と地域主義という観点からは、貿易自由化と文化の関係は、3つの段階に区別することができるように思われる。第1に、GATTという多角主義内部での議論である。特に、1986年に開始されたオーディオ・ヴィジュアル産品をめぐる対立を概観する(Ⅱ)。第2に、WTOとUNESCOという2つの多角主義の間

での緊張関係である。多角主義間の緊張が均衡に至る過程を、WTO協定及び文化多様性条約という2つの条約を手がかりに考察する(Ⅲ)。第3に、多角主義から地域主義への移行である。多角主義間でもたらされた均衡の背後には、各国による新たな均衡を模索する動きが存在する。このような動きについて、特にEUのFTA戦略を取り上げて検討する(Ⅳ)。

Ⅱ. 多角主義内部での議論

本章ではまず、GATTという多角主義内部での貿易自由化と文化に関する議論を明らかにする。特に、ウルグアイ・ラウンドにおける「文化的例外」をめぐる議論を概観することで、第二次世界大戦後の貿易自由化の潮流における文化の位置づけを検討する。

Ⅱ-1. 多角主義における文化的例外

貿易と文化の関係に関して真の政策的な論争が提起されたのは、第一次世界大戦以後のこととされる¹⁰⁾。特に問題となったのが、映画に代表されるオーディオ・ヴィジュアル分野である。第一次世界大戦後、米国のハリウッド映画の趨勢に伴い、欧州諸国は、自国の映画産業を保護するために、輸入割り当てや上映割り当てを実施するようになった¹¹⁾。

これら欧州諸国による国内産業保護措置は、第二次世界大戦後の貿易自由化に大きな影響を及ぼした。そのことは、1947年に署名され、第二次世界大戦後の貿易自由化を制度的に基礎づけるGATTにも示されている。すなわち、

GATT第4条「露出済み映画フィルムに関する特別規定」は、第3条の内国民待遇などの例外として、GATT締約国が、映画に関して映写時間割当を行うことを一定の条件の下で認めている。その後、第4条が規定する例外が映画フィルムに限定されるのか、またはテレビ番組などの他のオーディオ・ヴィジュアル・メディアにも拡張して適用されるのか、という点に関してGATT内部で議論があったが、結論に至ることはなかった¹²⁾。

このように、映画に関してはGATTという多角主義の下で自由化の対象から除外された。しかし、オーディオ・ヴィジュアル分野の自由化をめぐる米国と欧州の対立は、その後も継続する。特に、両者の間の緊張は、文化産業を貿易自由化の例外と捉える「文化的例外」論に関連して、ウルグアイ・ラウンドで頂点を迎えることとなる。

Ⅱ-2. 地域主義における「文化的例外」

1980年代末、貿易自由化と文化をめぐる議

9) 間宮(2019)253-254頁。多角主義と地域主義の関係については、さしあたり、Trachtman(2007) at 157-160参照。

10) Burri(2014)at 480.

11) 河野(2018)240頁、須網(2003年)234頁、Singh(2008)at 122-124.

12) 川瀬(2014a)39-45頁、河野(2018)241頁。

論は、多角主義と地域主義が交錯する形で展開された。すなわち、オーディオ・ビジュアル産業をめぐる対立は、1986年から開始されるウルグアイ・ラウンドという多角的交渉と並行して、大西洋間(欧州—米国)と、北米(カナダ—米国)という2つの地域で顕在化した。

まず大西洋間について、欧州経済共同体(以下、EEC)は1989年に「国境なきテレビ指令」¹³⁾を採択した。同指令は、共同体内のテレビの放送時間の過半が「欧州作品」が占めるよう確保することを加盟国に求めた¹⁴⁾。米国は、同指令が最恵国待遇、内国民待遇及び数量制限禁止といったGATTの諸規定に違反すると主張した。これに対して、EECは、テレビ番組はサービスであるためGATTの対象外であることなどを理由に反論した。米国はGATT22条に基づく協議を要請したが、結局不調に終わった¹⁵⁾。

もう1つの対立の舞台は、北米である。1988年、米とカナダの間で米加自由貿易協定(以下、CUSFTA)が署名された。協定の一方の当事者であるカナダは、EUと並んで文化的例外を主導する国家であるが、カナダは米国と自由貿易協定(以下、FTA)を締結するにあたり、文化産業を貿易自由化の対象から除外する規定(文化除外規定)を挿入することに成功した¹⁶⁾。さらに、同条項は、1992年に米・カナダ・メキシコの間で署名された北米自由貿易協定(以下、NAFTA)に引き継がれた¹⁷⁾。

1980年代末、オーディオ・ビジュアル分野の貿易自由化をめぐる大西洋間及び北米の2つの地域で発生した対立は、GATTという多角主義にも強い影響を及ぼした。特に、CUSFTA及びNAFTAへの文化除外条項の挿入の成功により、「文化的例外の主導者たちは、これら地域に限定された『成功』を多角主義的な文脈に移植することを試みる」¹⁸⁾ことになる。すなわち、EUやカナダは、CUSFTA及びNAFTAで成功した文化的例外論をGATTの多角的交渉に導入する、いわば地域主義の「多角化(multilateralising)」¹⁹⁾に努めることになる。

II-3. 地域主義の多角化

1986年から開始されたウルグアイ・ラウンドにおいて、オーディオ・ビジュアル分野を貿易自由化の対象とすべきか否かが、サービス貿易協定(以下、GATS)の交渉過程において争われた。一方で、米国は、オーディオ・ビジュアル分野も、他の分野と同様、自由化の対象となると主張した。他方で、EUやカナダは、CUSFTA及びNAFTAにおける文化除外条項を援用しつつ²⁰⁾、同分野は文化的アイデンティティに関するものがゆえに、自由化の例外として位置づけられるべきであるという「文化的例外」論を展開した²¹⁾。

ラウンドの結果成立したGATSは、これら米国とEU・カナダの主張の妥協の産物である。すなわち、オーディオ・ビジュアル分野も

13) Council Directive 89/552/EEC of 3 October 1989 on the coordination of certain provisions laid down by Law, Regulation or Administrative Action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities, OJ L 298, 17.10.1989.

14) 指令第4条1項。

15) 須網(2003)234-235頁。

16) CUSFTA第2005条1項。

17) NAFTA第2106条および附則第206条。CUSFTA及びNAFTAにおける文化産業と貿易自由化に関する議論については、次を参照。Shi(2013)at 232-243.

18) Burri(2014)at 481.

19) 「地域主義の多角化」という概念は通常、二国間または地域間での締結されたFTAの規律内容が多数国間関係に拡散する現象を指す。この点、関根(2013)100頁参照。

20) Singh(2008)at 126.

21) オーディオ・ビジュアル分野に関するGATS交渉の経緯については、例えば次を参照。三浦(1996)、河野(2018)243-244頁、須網(2003)235頁、西海(2015)17頁、Singh(2008)at 126-136.

GATSの規律対象とされ、かつ一般的例外を定めるGATS第14条には、文化的例外事由は挙げられていない。この点からすれば、オーディオ・ヴィジュアル分野も自由化の対象とすべきという米国の主張が通ったように思われる。しかし、GATSの下でWTO加盟国に課せられる最恵国待遇、市場アクセス及び内国民待遇の諸義務について、加盟国は特定分野を自由化の対象外とすることが可能である²²⁾。その結果、EUはGATSの下においても、オーディオ・ヴィジュアル分野を自由化の対象外として位置づけることが可能となった。

II-4. 小括

本章では、GATTという多角主義内における貿易自由化と文化の関係を概観した。GATTではその成立当初から、映画フィルムは自由化

の対象外として位置づけられてきた。その後、1980年代末には、欧州の「国境なきテレビ指令」を端緒として、オーディオ・ヴィジュアル分野の自由化が改めて問題となった。その際、同分野を自由化の対象から除外することを試みたEUやカナダが依拠したのが「文化的例外」論である。

この文化的例外論については、ウルグアイ・ラウンドにおける米国とEUの対立がよく知られてきたが、その背景に、CUSFTA及びNAFTAにおいて文化除外条項が挿入されたことに留意する必要がある。文化的例外論者たちは、地域主義という文脈における文化的例外論を「多角化」し、ウルグアイ・ラウンドにおいても、オーディオ・ヴィジュアル分野を自由化の枠外に留めようと試みたのである。

III. 多角主義間の緊張と均衡

GATTという多角主義内での貿易自由化の文化の関係は、ウルグアイ・ラウンドにおけるオーディオ・ヴィジュアル分野の自由化をめぐる米国とEU・カナダの対立を経て、GATSへと結実した。その後、貿易自由化と文化の関係は、UNESCOという別の多角主義へと移行し展開していくことになる。その結果、貿易自由化と文化という問題は、GATTを引き継いだWTOとUNESCOという2つの多角主義間の緊張をもたらすことになる。

III-1. UNESCOにおける「文化多様性」論

前章で概観したように、GATSにおいては

妥協が成立し、オーディオ・ヴィジュアル分野は事実上、自由化の対象から免れた。しかし、貿易自由化を主な目的とするWTOにおいて、文化的な財・サービスが後の自由化交渉の対象となることは予想された。そこで、文化的例外を主張したEUやカナダなどの諸国は、議論の舞台をWTOから、文化により親和的なUNESCOという別の多角主義への枠組みへと移すことを試みる(多角主義の「複層化(multi-layering)」。さらに、EUやカナダなどは、この複層化の過程で、「文化的例外」を「文化多様性(cultural diversity)」という新たな概念に変容させることで²³⁾、WTOに対抗する

22) サービス分野における貿易自由化の方式は、一般的に義務を課したうえで、例外とする措置や分野をリストに明示する方式(ネガティブ・リスト方式)と、自由化の対象とする分野及び条件をリストに明示し、同リストに記載されていない分野を自由化の対象外とする方式(ポジティブ・リスト方式)に大別される。GATSでは、最恵国待遇についてはネガティブ・リスト方式(第2条2項)、市場アクセス及び内国民待遇についてはポジティブ・リスト方式(第16条1項、第17条1項)を採用している。

新たな条約の作成を試みることになる²⁴⁾。

UNESCOでは、2001年11月の第21回総会において「文化の多様性に関する世界宣言」²⁵⁾が採択された。同宣言は法的拘束力を有しないものの、加盟国の倫理的結束を示すものとして、新たな条約作成の推進力となった²⁶⁾。その後、2003年10月の第32回総会において条約作成手続の開始が決議され²⁷⁾、2005年10月20日、UNESCO総会において文化多様性条約が採択された。

Ⅲ—2. 文化多様性条約の目的及び性質

文化多様性条約の目的は第1条に規定されているが、その中でも特に条約の構造を特徴づけるのが第(h)項である。同項は、条約の目的として「自国の領域内で文化的表現の多様性を保護し、促進するために国が適当と認める政策及び措置を維持し、採用し、また実施するための国の主権的権利を再確認すること」と規定する。すなわち、文化多様性条約は、WTO協定上の自由化義務に対して、文化的な財・サービスを保護・促進する国内政策実現を目的に作成された「対抗ヘゲモニー的な文書」²⁸⁾としての性質を帯びている。

このような性質は、文化多様性条約の構造からも見て取ることができる。同条約は締約国の権利義務を規定しているが、その特徴として指摘されるのが、権利義務の「不均衡性」²⁹⁾である。すなわち、同条約は、締約国に文化的表現の多様性を保護・促進する広範な主権的権利を認めるが、締約国に対して課される義務は努力義務

に留まるものが多い。この不均衡性も、同条約の目的が締約国に義務を課すよりも、むしろWTOの貿易自由化の圧力に対抗して、文化的な財・サービスの保護に関して広範な国内政策を実施する主権的権利を再確認する条約の目的を反映したものとえよう³⁰⁾。

Ⅲ—3. 多角主義間の緊張と均衡

文化多様性条約の成立により、貿易自由化と文化の関係は、GATTという多角主義内部の問題から、WTOとUNESCOという2つの多角主義間の問題へと変容することになった。特に、文化多様性条約が、貿易自由化を推進するWTO協定に対する対抗ヘゲモニー的な性質を帯びる以上、WTOとUNESCOという2つの多角主義間の緊張は不可避であるように思われる。

しかし、現在までのところ、両者の間の緊張関係は激化することではなく、一定の均衡状態が達成されている。その理由としては、一方で、WTOに関しては、既に検討したように、オーディオ・ヴィジュアル分野はGATSの規律対象となったものの、事実上、加盟国は自由化義務を免れることとなり、一時的な「休戦状態」³¹⁾が訪れた。GATS第19条はサービス貿易自由化交渉の再開を規定しており（いわゆるビルト・イン・アジェンダ）、この休戦状態は早晚終結される予定であった。しかし、2000年から交渉が再開されたものの、現在に至るまで交渉はまとまっていない。その結果、オーディオ・ヴィジュアル分野についてWTO加盟国は厳格な自由化義務を負うことなく、文化多様性条

23) 文化多様性概念という概念については、西海（2015）18-20頁参照。

24) 文化多様性条約の起草過程については、例えば次を参照。Voon(2007)at 173-185, Ruiz-Fabri(2010), Kono and Van Uytsel(2012)。

25) Universal Declaration on Cultural Diversity, CLT-2002/WS/9, 2 November 2001.

26) 鈴木（2008）66-67頁、西海（2016）205頁。

27) Desirability of Drawing up an International Standard-Setting Instrument on Cultural Diversity, 32 C/Resolution 34, 17 October 2003.

28) Raj Isar and Pyykkönen(2015)at 19, 小寺（2017）151頁。

29) Shi(2013)at 112-114, 小寺（2017）150頁。

30) 小寺（2017）151頁。

31) 西海（2015）18頁。

約上の諸義務との抵触は問題となっていない。

他方で、文化多様性条約に関しても、WTO協定上の諸義務との抵触を回避するための工夫が施されている。それが、他の条約との関係を規定する第20条である。同条は、締約国に対して、同条約と自国が締約国である他の条約とが相互に支持し合うように促すことや、他の条約の解釈適用する際及び他の国際的義務を負うにあたり、文化多様性条約の関連規定を考慮することを求めている。同規定の内容や意義については争いがあるものの³²⁾、第20条の「抵触規定 (conflict clause)」³³⁾の挿入は、UNESCOとWTOという2つの多角主義間の緊張緩和に資するものと評価することができる。

Ⅲ-4. 小括

UNESCOにおいて文化多様性条約が成立したことで、貿易自由化と文化の関係は、WTOとUNESCOという2つの多角主義間の問題へと変容した(多角主義の「複層化」)。文化多様性条約がWTOの自由化義務への対抗を目的とする以上、多角主義間の緊張関係は激化することが予定された。

しかし、WTOのサービス貿易自由化交渉の停滞、文化多様性条約の「抵触規定」の存在などにより、現在までのところ、予想された多角主義間の対立は表面化しておらず、両者の間には一定の均衡状態が保たれているように思われる。

Ⅳ. 多角主義から地域主義への移行

貿易自由化と文化をめぐるWTOとUNESCOという2つの多角主義間では、一見したところ、均衡状態が維持されているように思われる。しかし、その背景には、地域主義を舞台とする、新たな均衡状態を模索する動きが存在する。本章では、特に文化協力に関するEUの動向を検討することで、多角主義と地域主義の間に存在する動態性を明らかにする。

Ⅳ-1. EU 対外政策における文化の「主流化」

2005年10月20日、UNESCO総会において文化多様性条約が採択された。2006年5月18日の閣僚理事会決定は、文化多様性条約を「EC設立条約第151条4項に反映されているように、共同体及びその加盟国が最も重要性を認め

ている文化多様性及び文化交流を促進するための、適切かつ実効的な支柱の1つ」(前文第3パラグラフ)³⁴⁾と位置づけた。

同条約の採択後、EUは自らの対外政策の中心に文化を位置づける、文化の「主流化 (mainstreaming)」³⁵⁾戦略へと舵を切った。2007年5月10日、欧州委員会は、文化に関する初めての包括的な政策文書である、グローバル世界における文化のための欧州アジェンダに関するコミュニケーションを公表した³⁶⁾。そのなかで、同委員会は、文化多様性条約の速やかな発効に言及し、国際的レベルにおいて文化多様性が新たな役割を果たしていること、並びに特に国際協力を通じて、グローバル・ガバナンス及び持続可能な開発の新たな文化的支柱を強

32) 例えば、次を参照。鈴木(2008)113-129頁、川瀬(2014b)at 197-203、Stoll(2012)、Shi(2013)at 270-278。

33) 「抵触規定」の国際法上の類型化については次を参照。International Law Commission(2006)paras. 268-288。

34) Council of the European Union(2006)at 15、Souyri-Desrosier(2014)at 210。

35) Loisen(2014)at 510-512。

36) European Commission(2007)。

化することがEU及びEU加盟国の義務であることを確認した³⁷⁾。そのうえで、EUのパートナーである国・地域との交渉に、文化的側面を極めて重要な要素（a vital element）として統合していくことを提案した³⁸⁾。

その後、文化多様性条約は、EU対外政策及び開発政策に積極的に統合されていくことになる³⁹⁾。2008年11月20日、閣僚理事会は「EU及びEU加盟国の対外関係における文化多様性及び文化間対話の促進に関する結論」⁴⁰⁾において、EU加盟国及び欧州委員会に対し、文化多様性条約の批准及び実施の助長を通じて、同条約を促進することを要請した⁴¹⁾。また、閣僚理事会が策定した2010-2012年の「文化のための作業計画（the Work Plan for Culture）」⁴²⁾においても、優先すべき分野に文化多様性条約の促進及び実施が含まれ、その後の作業計画（2011-2014年、2015-2018年、2019-2022年）でも同条約は言及され続けている⁴³⁾。

Ⅳ-2. 文化協力議定書

このように、文化多様性条約の採択以後、同条約及び文化的側面はEU対外政策に統合されていくが、特に通商政策における文化の「主流

化」が具体的に発現するのが、地域主義の文脈においてである。EUは自らが締結するFTAにおける文化の扱いについて、新たな「革新的（innovative）」⁴⁴⁾アプローチを展開するに至る。それが、文化協力議定書（the Protocol on cultural cooperation）である⁴⁵⁾。EUは自ら締結するFTAなどに文化協力議定書を附属させ、オーディオ・ヴィジュアル分野などの文化の取扱いを二国間・地域間で規定するアプローチを採用する。現在までのところ、EUは、カリブ海諸国（CARIFORUM）とのEPA⁴⁶⁾、韓国とのFTA及び中米諸国との連合協定（Association Agreement）⁴⁷⁾に文化協力議定書を附属させている。

この文化協力議定書が初めて導入されたのが、EUがCARIFORUMとの間で締結したEPAである⁴⁸⁾。2008年10月に署名された同EPAには「文化協力に関する第3議定書」⁴⁹⁾が附属されている。同議定書の前文は「文化多様性条約を実効的に実施すること、及びその実施枠組みにおいて協力すること」を意図すると同時に、「文化産業の重要性、及び文化的な財・サービスが文化的、経済的及び社会的価値を有するものとして多面的な性質を有するものであるこ

37) *Id.* at 7.

38) *Id.* at 10.

39) 文化がEU対外・開発政策に統合されていく過程については次を参照。Loisen(2014)at 510-512, Psychogiopoulou(2012)at 390-395, Souyri-Desrosier(2014)at 211-213.

40) Council of the European Union(2008b).

41) *Id.* at 10.

42) Council of the European Union(2008a).

43) Council of the European Union(2010), Council of the European Union(2014), Council of the European Union(2018).

44) European Commission(2009)at 17.

45) 文化協力議定書に関する先行研究としては、例えば次を参照。Troussard, Paris-Cendrowicz and Guerrier(2012), Psychogiopoulou(2012), Loisen(2014), Souyri-Desrosier(2014), Psychogiopoulou(2015), Garner(2016).

46) CARIFORUMとは、アフリカ・カリブ海・太平洋地域（ACP）諸国の下位カテゴリーであり、15か国から構成される。EUとのEPAは2008年10月に署名され、同年12月に暫定適用が開始されている。

47) EUが連合協定を締結したのは、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマの中米6か国であり、2012年6月に署名された。同協定は、ホンジュラス、ニカラグア、パナマとの間では2013年8月1日から、コスタリカ、エルサルバドルとの間では2013年10月1日から、グアテマラとの間では2013年12月1日から暫定適用が開始されている。

48) EUとCARIFORUMとの間の文化協力議定書については、Garner(2016)が詳しい。

と」を認めている。同議定書の目的とは、文化的な「特にオーディオ・ヴィジュアル分野での、文化的な活動、財及びサービスの交流を促進するために締約国が協力する枠組みを構築すること」(第1条)である。議定書それ自体は、前文及び第1条から第9条と短く、そこでは芸術家その他の交流促進(第3条)、技術支援(第4条)、EUとCARIFORUMの間で共同制作されたオーディオ・ヴィジュアル作品はAVMSDの下で「欧州作品(European Works)」とみなされ、優先的な割当ての対象となること(第5条)などが規定されている⁵⁰⁾。

文化協力議定書に関して、多角主義と地域主義という観点から注目されるべきは、同議定書が文化多様性条約の実施を目的としているということである。文化協力議定書がCARIFORUMなど途上国と締結される際には、文化多様性条約第16条及び第20条の実施が目的とされる⁵¹⁾。第16条は、開発途上国からの芸術家その他への特恵待遇の付与に関する規定であり、既に検討したように、第20条は他の条約との関係を規律する牴触規定である。その後、EUは、OECD加盟国である韓国とFTAを締結するか⁵²⁾、EUによれば、同FTAに附された文化協力議定書は、国際協力に関する第12条及び第20条の実施を目的としている⁵³⁾。

ここで実施の対象とされている文化多様性条

約の第12条、第16条及び第20条に共通するのは、各条文の文言や意味内容の不明確である⁵⁴⁾。EUは、文化協力議定書を通じて、他国に対して文化多様性条約の批准を促すと同時に、同条約の不明確な規定の意味内容を具体化することで、速やかな実施を促進している。

Ⅳ-3. 多角主義の地域化

文化協力議定書をFTAなどに附属させ、同議定書を通じて文化多様性条約の実施を企図するEUの試みは、いわば多角主義の「地域化(regionalizing)」とも称すべき、貿易自由化と文化をめぐる新たな動態性を示すものである。

この地域化の背景には、ドーハ・ラウンドの停滞という事情が存在する。現在、インターネットなど情報通信技術の革新により、オンデマンドサービスなど新たなメディアサービスが登場している。しかし、サービス貿易自由化交渉の行き詰まりによって、WTOにおいて、貿易自由化と文化に関する多角的ルール策定は困難な状況である。そのため、他の分野と同様、新たなルール策定の場合は二国間または地域間のFTAへと移行しつつある。EUはもともと二国間交渉よりも多数国間交渉を重視していたが、ドーハ・ラウンドの停滞に伴い、次第に二国間協定も重視する方針へと転換した⁵⁵⁾。EUの文化協力議定書を通じた文化多様性条約の実

49) Protocol III on cultural cooperation to the Economic Partnership Agreement between the CARIFORUM and the European Community and its Member States, available at http://ec.europa.eu/assets/eac/culture/policy/international-cooperation/documents/cultural-cooperation-protocol_en.pdf.

50) EUが3つの国または地域と締結した文化協力議定書には、一定の共通した構造がみられる。すなわち、同協定は、前文、文化協力一般について定めた水平的(horizontal)規定、及び特定の文化的分野における協力に関する分野別(sectoral)規定の3つから成り立っている。Psychogiopoulou(2015) at 233-241 参照。

51) European Commission(2009) at 17, Loisen(2014) at 513.

52) Protocol on cultural cooperation to the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part, available at <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2011:127:FULL&from=EN>. EU・韓国FTAに附された文化協力議定書は、韓国の文化産業の発展度の高さなどの理由から、様々な批判を巻き起こした。その結果、同議定書は、共同制作されたオーディオ・ヴィジュアル作品への優先的な割当てについては相互主義を前提とするなど、CARIFORUMとの文化協力議定書とは異なる内容を有している。文化協力議定書に対する批判については次を参照。European Commission(2009) at 19, Loisen(2014) at 515-520, Souyri-Desrosier(2014) at 215-216.

53) European Commission(2009) at 19, Loisen(2014) at 514.

54) 文化多様性条約第16条の不明確性については、小寺(2016)、小寺(2017)参照。

施という新たなアプローチは、多角主義から地域主義への移行という全般的な傾向を反映するものと評価することができる。

このような多角主義から地域主義への移行という傾向のなかで、EUは、文化協力議定書を締結することにより、FTAを通じたオーディオ・ビジュアル分野の自由化という米国の戦略に対抗すると同時に、他国に対して文化多様性条約の批准と実施を促進し、同条約の支持者へと組み込むことを企図している⁵⁵⁾。このEUの戦略は、多角主義の枠内で形成された文化多様性条約の実現を、FTAとそれに附属する文化協力議定書という地域主義の文脈に移植するもの、すなわち多角主義の「地域化」と捉えることができる。

Ⅳ-4. 小括

貿易自由化と文化という問題については、WTOとUNESCOという2つの多角主義の間で均衡状態が実現したように思われた。しかし、その均衡状態の背後では、FTA及び文化協力議定書を通じて文化多様性条約を実現するというEUの新たなアプローチが展開している。EUは、多角主義と地域主義を巧みに使い分ける、または組み合わせることで、文化的な財・サービスの保護及び促進という自らの目的を達成しようと企図している。このようなEUのアプローチは、国際経済関係における多角主義と地域主義という2つの力学は、常に背反するものではなく、ときに補完的に作用することを示している。

V. おわりに

本稿では、貿易自由化と文化という問題を素材として、多角主義と地域主義という国際経済関係における2つの力学の相互作用、及び両者の間に存在する動態性を分析した。貿易自由化と文化については、GATTという多角主義内部、WTOとUNESCOという2つの多角主義間、及びFTAを中心とする地域主義での展開というように、主たる議論の場は変遷してきた。

しかし、その変遷の過程は単線的なものではない。EUやカナダなどの文化的例外論の主導者たちは、CUSFTA及びNAFTAにおける「文化的例外」論の成功を、GATTウルグアイ・ラウンド交渉という多角主義的な文脈に移植しようと試みた（地域主義の「多角化」）。さらに、EUやカナダなどは、議論の舞台をUNESCOへと移行させることで、貿易自由化と文化という主題を、GATTという1つの多角主義内部

から、WTOとUNESCOという2つの多角主義間の問題へと変容させた（多角主義の「複層化」）。また、EUは、ドーハ・ラウンドという多角的交渉の停滞を背景として、二国間または地域間での文化協力議定書の締結を通じた文化多様性条約の実施というプロジェクトを推進している（多角主義の「地域化」）。

これら実行が示すのは、多角主義と地域主義は二律背反的な関係ではなく、ときに補完的に作用するということである。グローバル経済の諸アクターは両者を使い分ける、または組み合わせることで、自らの目的の実現に努める。その意味において、多角主義と地域主義は合目的的な性質を帯びる。本稿では、貿易自由化と文化という問題を取り上げて検討したが、多角主義と地域主義が有するこのような合目的性、及びそこから派生する両者の間の複雑な相互作用

55) 関根 (2013) 102-103頁。

56) Loisen(2014)at 516, Souyri-Desrosier(2014)at 212, Richieri Hanania and Ruiz Fabri (2014)at 503.

こそが、グローバル経済秩序の動態性の源であるといえよう。

参 考 文 献

- 井上淳 (2019) 「欧州連合におけるコンテンツ施策の考察——『欧州作品』のクォータ制の状況及び余剰分析」『情報通信学会誌』36巻4号 75-82頁。
- 折田正樹 (2006) 「ユネスコ『文化多様性条約』をめぐる法的論点についての考察——複数の条約の適用調整を中心に——」『ジュリスト』第1321号 100-104頁。
- 川瀬剛志 (2014a, b, c) 「WTO協定における文化多様性概念—コンテンツ製品の待遇および文化多様性条約との関係を中心に (1) (2) (3・完)」『上智法学論集』57巻3号 1-45頁, 57巻4号, 171-215頁, 58巻1号 91-136頁。
- 河野俊行 (2018) 「文化多様性」小林真理編『文化政策の現在1——文化政策の思想』東京大学出版社。
- 小寺智史 (2016) 「文化多様性条約における規範の多重性——途上国に対する『特惠待遇』の射程と意義」『西南学院大学法学論集』第48巻第3・4号 216-242頁。
- 小寺智史 (2017) 「文化多様性条約における途上国への特惠待遇」北村泰三・西海真樹編著『文化多様性と国際法——人権と開発を視点として』中央大学出版部。
- 佐藤禎一 (2008) 『文化と国際法』玉川大学出版部。
- 島村智子 (2019) 「【EU】視聴覚メディアサービス指令 (AVMSD) の改正」『外国の立法』No. 278-2号 12-13頁。
- 須網隆夫 (2003) 「貿易と文化——市民的・社会的価値と経済的価値の調整」小寺彰編『転換期のWTO – 非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社。
- 鈴木淳一 (2008) 「『文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (文化多様性条約)』の採択と意義」『獨協法学』第77号 415-496頁。
- 鈴木淳一 (2011) 「ユネスコ文化多様性条約の発効とその課題」星野昭吉編著『グローバル社会における政治・法・経済・地域・環境』亜細亜大学購買部ブックセンター。
- 鈴木秀美 (2007) 「文化と自由貿易——ユネスコ文化多様性条約の採択——」塩川信明・中谷和弘編『法の再構築Ⅱ国際化と法』東京大学出版社, 2007年。
- 関根豪政 (2013) 「EUの自由貿易協定 (FTA) の特徴と影響——環境関連条項を中心に」『日本EU学会年報』第33号 99-119頁。
- 滝田賢治 (2003) 「多国間主義の再定義とアメリカ外交——協調主義と単独主義の相克」『国際政治』第133号 11-27頁。
- 西海真樹 (2015) 「文化多様性と国際社会の現在」『法律時報』第87巻第12号 15-20頁。
- 西海真樹 (2016) 「持続可能な開発と文化」同『現代国際法論集—開発・文化・人道』中央大学出版部。
- 間宮 (2019) 「地域主義とWTO体制」中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇編『国際経済法 (第3版)』有斐閣。
- 三浦信孝 (1996) 「GATTウルグアイ・ラウンドにおけるAV『文化特例』をめぐる攻防」『日本EC学会年報』第16号 46-72頁。
- Burri, M. (2014), "Trade versus Culture: The Policy of Cultural Exception and the WTO", in Donders, K., Pauwels, C. and Loisen, J. (eds), *The Palgrave Handbook of European Media Policy*, Palgrave Macmillan.
- Council of the European Union (2006), Council Decision of 18 May 2006 on the conclusion of the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural

- Expression, *OJ 2006 515/EC*, 25 July 2006.
- Council of the European Union (2008a), Conclusions of the Council and of the Representatives of the Governments of the Member States, meetings within the Council, on the Work Plan for Culture 2008-2010, *OJ 2008 C 143/06*, 6 October 2008.
- Council of the European Union (2008b), Conclusions of the Council and of the Representatives of the Governments of the Member States, Meeting within the Council, on the Promotion of Cultural Diversity and Intercultural Dialogue in the External Relations of the Union and its Member States, *OJ 2008 C 320/04*, 16 December 2008.
- Council of the European Union (2010), Conclusions of the Council and of the Representatives of the Governments of the Member States, meetings within the Council, on the Work Plan for Culture 2011-2014, *OJ 2010 C 325/01*, 2 December 2010.
- Council of the European Union (2014), Conclusions of the Council and of the Representatives of the Governments of the Member States, meetings within the Council, on the Work Plan for Culture 2015-2018, *OJ 2014 C 463/02*, 23 December 2014.
- Council of the European Union (2018), Conclusions of the Council and of the Representatives of the Governments of the Member States, meetings within the Council, on the Work Plan for Culture 2019-2022, *OJ 2018 C 460/10*, 21 December 2018.
- European Commission (2007), Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on a European Agenda for Culture in a Globalizing World, COM (2007) 242 final, 10 May 2007.
- European Commission (2009), Commission Staff Working Document on the External Dimension of Audiovisual Policy, SEC (2009) 1033 final, 14 July 2009.
- Garner, B. (2016), *The Politics of Cultural Development: Trade, cultural policy and the UNESCO Convention on Cultural Diversity*, Routledge.
- International Law Commission (2006), Fragmentation of International Law: Difficulties Arising from the Diversification and Expansion of International Law, Report of the Study Group of the International Law Commission Finalized by Martti Koskenniemi, A/CN.4/L.682, 13 April 2006.
- Katsarova, I. (2019), "The Audiovisual Media Services Directive", Briefing European Parliamentary Service, available at [http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/583859/EPRS_BRI\(2016\)_583859_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/583859/EPRS_BRI(2016)_583859_EN.pdf).
- Kono, T. and Van Uytsel, S. (2012), "The Convention on the Diversity of Cultural Expressions: Beyond a Trade and Culture Convention", in Kono, T. and Van Uytsel, S. (eds), *The UNESCO Convention on the Diversity of Cultural Expressions—A Tale of Fragmentation in International Law*, Intersentia.
- Loisen, J. (2014), "Mainstreaming Culture in EU External Relations through Protocols on Cultural Cooperation: Fostering or Faltering Cultural Diversity?", in Donders, K., Pauwels, C. and Loisen, J. (eds), *The Palgrave Handbook of European Media Policy*, Palgrave Macmillan.
- Psychogiopoulou, E. (2012), "The Convention on the Diversity of Cultural Expressions and the European Union: The Quest for Competence and Implementation", in Kono, T. and Van Uytsel, S. (eds), *The UNESCO*

- Convention on the Diversity of Cultural Expressions—A Tale of Fragmentation in International Law*, Intersentia.
- Psychogiopoulou, E. (2015), “Culture in the EU external economic relations”, in Vadi, V. and de Witte, B. (eds), *Culture and International Economic Law*, Routledge.
- Raj Isar, Y. and Pyykkönen, M. (2015), “Confusing Culture, Polysemous Diversity: “Culture” and “Cultural Diversity” in and after the Convention”, in De Beukelaer, C., Pyykkönen, M. and Singh, J. P. (eds), *Globalization, Culture, and Development: The UNESCO Convention on Cultural Diversity*, Palgrave Macmillan.
- Richieri Hanania, L. and Ruiz Fabri, H. (2014), “European Media Policy and Cultural Diversity at the International Level: The EU’s Role in Fostering the Implementation of the 2005 UNESCO Convention”, in Donders, K., Pauwels, C. and Loisen, J. (eds), *The Palgrave Handbook of European Media Policy*, Palgrave Macmillan.
- Ruiz-Fabri, H. (2010), “En guise d’introduction générale: une petite histoire de la convention de l’UNESCO sur la protection et la promotion de la diversité des expressions culturelles”, in Ruiz-Fabri, H. (ed), *La convention de l’UNESCO sur la protection et la promotion de la diversité des expressions culturelles: premier bilan et défis juridiques*, Société de législation comparée.
- Shi, J. (2013), *Free Trade and Cultural Diversity in International Law*, Hart Publishing.
- Singh, J. P. (2008), *Negotiation and the Global Information Economy*, Cambridge University Press.
- Souyri-Desrosier, C. (2014), “EU protocols on cultural cooperation: An attempt to promote and implement the CDCE within the framework of bilateral trade negotiations”, in Richieri Hanania, R. (ed), *Cultural Diversity in International Law: The effectiveness of the UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions*, Routledge, 2014.
- Stoll, P. -T. (2012), “Article 20: Relationship to Other Treaties: Mutual Supportiveness, Complementarity and Non-Subordination”, in von Schrolemer, S. and Stoll, P. -T (eds), *The UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions*, Springer.
- Trachtman, J. P. (2007), “International Trade: regionalism”, Guzman, A. T. and Sykes, A. O. (eds), *Research Handbook in International Economic Law*, Edward Elgar.
- Troussard, X., Panis-Cendrowicz, V. and Guerrier, J. (2012), “Article 16. Preferential Treatment for Developing Countries”, in von Schrolemer, S. and Stoll, P. -T (eds), *The UNESCO Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions*, Springer.
- Voon, T. (2007), *Cultural Products and the World Trade Organization*, Cambridge University Press.